

審 査 基 準

A-b-2

令和5年2月28日作成

法 令 名： 古物営業法
根 拠 条 項： 第3条
処 分 の 概 要： 古物市場主の許可
原権者(委任先)： 愛知県公安委員会
法 令 の 定 め： 古物営業法第4条(許可の基準) 第5条第1項(許可の手続) 古物営業法施行規則第1条の3(許可の申請) 第2条(古物の区分)
審 査 基 準： 古物営業法第4条各号の欠格要件に該当しないなど古物営業法を遵守し、適正な営業を期待できるときに許可する。
標 準 処 理 期 間： 50日
申 請 先： 主たる古物市場の所在地を管轄する警察署の生活安全課窓口
問 い 合 わ せ 先： 愛知県警察本部生活安全部保安課営業係 電話 (052) 951-1611 内線 3183
備 考：